

5年ごと配当付特定状態収入保障特約条項 目次

この特約の概要

第1条	用語の意義
第2条	特約年金の種類
第3条	特約年金および特約死亡給付金の支払
第4条	特約年金の支払に関する補則
第5条	特約死亡給付金の支払に関する補則
第6条	特約年金および特約死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
第7条	特約特定疾病年金の代理請求
第8条	特約障害年金および特約介護年金の代理請求
第9条	特約の保険料払込の免除
第10条	特約の締結
第11条	特約の責任開始期
第12条	特約の保険期間および保険料払込期間
第13条	特約の保険料の払込
第14条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第15条	特約の失効
第16条	特約保険料の自動貸付
第17条	特約の復活
第18条	告知義務
第19条	告知義務違反による解除
第20条	特約を解除できない場合
第21条	重大事由による解除
第22条	特約の解約
第23条	特約の返還金
第24条	特約の消滅とみなす場合
第25条	債権者等により特約が解約される場合の取扱
第26条	特約年金額の減額
第27条	特約の更新
第28条	第1回の特約年金の支払日以後における特約年金受取人に関する取扱
第29条	指定代理請求人の変更
第30条	特約の契約者配当金

第31条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第32条	主契約を払済保険に変更する場合の取扱
第33条	医療技術の変化に伴う特約障害年金の支払事由に関する規定の変更
第34条	管轄裁判所
第35条	契約内容の登録
第36条	主約款の規定の準用
第37条	リビング・ニーズ特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約または5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約とあわせて主契約に付加する場合の特則
第38条	5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則
第39条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第40条	5年ごと配当付逋増定期保険または5年ごと配当付新種逋増定期保険に付加した場合の特則
第41条	5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則
第42条	5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第43条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則
第44条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第45条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第46条	5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第47条	転換後契約に付加した場合の特則
第48条	特別条件を付けた場合の特則
第49条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則

5年ごと配当付特定状態収入保障特約条項

(平成24年4月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、特約特定疾病年金額、特約障害年金額および特約介護年金額は同額です。

給付の内容		
特約年金	特約特定疾病年金	被保険者がこの特約の保険期間中に特定の疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞または脳卒中）により所定の状態に該当したときに支払います。
	特約障害年金	被保険者がこの特約の保険期間中に傷害もしくは疾病により所定の身体障害の状態に該当したとき、または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに支払います。
	特約介護年金	被保険者がこの特約の保険期間中に傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したときに支払います。
特約死亡給付金		被保険者が第1回の特約年金の支払日前のこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。

- 特約年金は、特約年金の種類に応じて、つぎのとおり支払います。

- (1) 有期年金の場合、第1回の年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り支払います。
- (2) 終身年金の場合、第1回の年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって支払います。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
特約年金	特約特定疾病年金、特約障害年金および特約介護年金をいいます。
特約年金額	特約年金および特約死亡給付金を支払う場合に基準となる金額として、特約締結の際、当社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約年金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

第2条（特約年金の種類）

特約年金の種類はつぎのとおりとし、特約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 有期年金
- (2) 終身年金

第3条（特約年金および特約死亡給付金の支払）

1. この特約において支払う特約年金および特約死亡給付金はつぎのとおりです。

	特約年金または特約死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約年金または特約死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約特定疾病年金	第1回の特約特定疾病年金 (1) 被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後、特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物（表1）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (ア) 急性心筋梗塞（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (イ) 脳卒中（表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特約年金額	特約年金受取人	
	第2回以後の特約特定疾病年金 (1) 特約年金の種類が有期年金の場合 被保険者が年金支払期間中の第1回の特約特定疾病年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき (2) 特約年金の種類が終身年金の場合 被保険者が第1回の特約特定疾病年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人	

		支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約障害年金	第1回の特約障害年金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に身体障害の状態（表2）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。 (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態（表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	特約年金額	特約年金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき。ただし、主たる保険契約の普通保険約款に定める高度障害状態に該当した場合には、主たる保険契約の高度障害保険金の免責事由により左記の支払事由が生じたときとします。 (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
	第2回以後の特約障害年金	(1) 特約年金の種類が有期年金の場合 被保険者が年金支払期間中の第1回の特約障害年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき (2) 特約年金の種類が終身年金の場合 被保険者が第1回の特約障害年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人	—
特約介護年金	第1回の特約介護年金	この特約の保険期間中に、つぎの条件をすべて満たしたとき (1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態（表4）に該当したこと (2) その要介護状態が、その該当した日からその日を含めて180日間継続し、かつ、回復の見込がないこと	特約年金額	特約年金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
	第2回以後の特約介護年金	(1) 特約年金の種類が有期年金の場合 被保険者が年金支払期間中の第1回の特約介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき (2) 特約年金の種類が終身年金の場合 被保険者が第1回の特約介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人	—

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約死亡給付金	被保険者が第1回の特約年金の支払日前のこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約年金額と同額	特約死亡給付金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 第1項の第1回の特約特定疾病年金の支払事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（表1中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、当会社は、特約特定疾病年金を支払いません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、特約の保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物（表1）に罹患し、医師により診断確定されたときは、特約特定疾病年金を支払います。

3. 特約年金の支払日については、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 第1回の特約年金
第1回の特約年金の支払事由が生じた日
- (2) 第2回以後の特約年金
第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、上皮内癌（D00－D09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）を除く。	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
		- 口唇の悪性新生物 - 舌根<基底>部の悪性新生物 - 舌のその他および部位不明の悪性新生物 - 歯肉の悪性新生物 - 口（腔）底の悪性新生物 - 口蓋の悪性新生物 - その他および部位不明の口腔の悪性新生物 - 耳下腺の悪性新生物 - その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物 - 扁桃の悪性新生物 - 中咽頭の悪性新生物 - 鼻<上>咽頭の悪性新生物 - 梨状陥凹<洞>の悪性新生物 - 下咽頭の悪性新生物 - その他および部位不明の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	- C00 - C01 - C02 - C03 - C04 - C05 - C06 - C07 - C08 - C09 - C10 - C11 - C12 - C13 - C14
		消化器の悪性新生物	C15－C26
		- 食道の悪性新生物 - 胃の悪性新生物 - 小腸の悪性新生物 - 結腸の悪性新生物 - 直腸S状結腸移行部の悪性新生物 - 直腸の悪性新生物 - 肛門および肛門管の悪性新生物 - 肝および肝内胆管の悪性新生物 - 胆のう<嚢>の悪性新生物 - その他および部位不明の胆道の悪性新生物 - 脾の悪性新生物 - その他および部位不明の消化器の悪性新生物	- C15 - C16 - C17 - C18 - C19 - C20 - C21 - C22 - C23 - C24 - C25 - C26

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30－C 39
		・ 鼻腔および中耳の悪性新生物	C 30
		・ 副鼻腔の悪性新生物	C 31
		・ 喉頭の悪性新生物	C 32
		・ 気管の悪性新生物	C 33
		・ 気管支および肺の悪性新生物	C 34
		・ 胸腺の悪性新生物	C 37
		・ 心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物	C 38
		・ その他および部位不明の呼吸器系および胸腔 内臓器の悪性新生物	C 39
		骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40－C 41
		・ (四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40
		・ その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪 性新生物	C 41
		皮膚の悪性黒色腫	C 43
		中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45－C 49
		・ 中皮腫	C 45
		・ カポジ肉腫	C 46
		・ 末梢神経および自律神経系の悪性新生物	C 47
		・ 後腹膜および腹膜の悪性新生物	C 48
		・ その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物	C 49
		乳房の悪性新生物	C 50
		女性生殖器の悪性新生物	C 51－C 58
		・ 外陰（部）の悪性新生物	C 51
		・ 膣の悪性新生物	C 52
		・ 子宮頸部の悪性新生物	C 53
		・ 子宮体部の悪性新生物	C 54
		・ 子宮の悪性新生物、部位不明	C 55
		・ 卵巣の悪性新生物	C 56
		・ その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生 物	C 57
		・ 胎盤の悪性新生物	C 58
		男性生殖器の悪性新生物	C 60－C 63
		・ 陰茎の悪性新生物	C 60
		・ 前立腺の悪性新生物	C 61
		・ 精巣<睾丸>の悪性新生物	C 62
		・ その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生 物	C 63
		腎尿路の悪性新生物	C 64－C 68
		・ 腎盂を除く腎の悪性新生物	C 64
		・ 腎盂の悪性新生物	C 65
		・ 尿管の悪性新生物	C 66
		・ 膀胱の悪性新生物	C 67
		・ その他および部位不明の尿路の悪性新生物	C 68
		眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69－C 72
		・ 眼および付属器の悪性新生物	C 69
		・ 髄膜の悪性新生物	C 70
		・ 脳の悪性新生物	C 71
		・ 脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位 の悪性新生物	C 72
		甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73－C 75
		・ 甲状腺の悪性新生物	C 73
		・ 副腎の悪性新生物	C 74
		・ その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物	C 75

疾 病 名	疾 病 の 定 義	分 類 項 目	基本分類 コード
		部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76－C 80
		・その他および部位不明確の悪性新生物	C 76
		・リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物	C 77
		・呼吸器および消化器の続発性悪性新生物	C 78
		・その他の部位の続発性悪性新生物	C 79
		・部位の明示されない悪性新生物	C 80
		リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81－C 96
		・ホジキン病	C 81
		・ろく滲>胞性〔結節性〕非ホジキンリンパ腫	C 82
		・びまん性非ホジキンリンパ腫	C 83
		・末梢性および皮膚 T 細胞リンパ腫	C 84
		・非ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明の型	C 85
		・悪性免疫増殖性疾患	C 88
		・多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物	C 90
		・リンパ性白血病	C 91
		・骨髄性白血病	C 92
		・単球性白血病	C 93
		・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
		・細胞型不明の白血病	C 95
		・リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明の悪性新生物	C 96
		独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇	虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

表 2 対象となる身体障害の状態（第 1 回の特約障害年金の支払事由の(1)の場合）

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態		備考
目・耳・言語・ そしゃくの障害	両眼の視力を全く永久に 失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

対象となる身体障害の状態		備考							
	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年 8 月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。							
	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から (I) までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table><tr><td>口唇音</td><td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td></tr><tr><td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr><tr><td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr><tr><td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr></table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								
上・下肢の障害	1 上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合							
	1 上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合							
	1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合							
	1 下肢を足関節以上で失ったもの								
	1 下肢の運動機能を全く永久に失ったもの								
	1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの								

対象となる身体障害の状態		備考																		
中枢神経系・精神・胸腹部臓器の障害	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。 <table><tr><th>項目</th><th>行為</th></tr><tr><td>1. 食物の摂取</td><td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr><tr><td>2. 排便</td><td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr><tr><td>3. 排尿</td><td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr><tr><td>4. 排便および排尿の後始末</td><td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr><tr><td>5. 衣服の着脱</td><td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr><tr><td>6. 起居</td><td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr><tr><td>7. 歩行</td><td>立った状態から歩くこと</td></tr><tr><td>8. 入浴</td><td>一般家庭浴槽に出入りすること</td></tr></table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																			
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																			
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																			
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																			
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																			
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																			
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																			
7. 歩行	立った状態から歩くこと																			
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																			

対象となる身体障害の状態		備考										
内臓の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの	(1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量 1 秒率が20％以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日からその日を含めて180日間継続して受けたものをいいます。										
	恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの	(1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。 (2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。										
	心臓に人工弁を置換したもの	(1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。 (2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。										
	肝臓の機能に著しい障害を永久に残したものまたは肝移植を受けたもの	「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表Aのいずれかの臨床所見が得られ、かつ、表Bの検査所見の判定基準をすべて満たす、回復の見込のない肝臓の機能低下をいいます。 表A 臨床所見 <table><tr><td>・腹水貯留</td></tr><tr><td>・食道静脈瘤</td></tr></table> 表B 検査所見 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td>1. 血清アルブミン</td><td>3. 5g／dℓ以下</td></tr><tr><td>2. 血小板</td><td>10万／μℓ以下</td></tr><tr><td>3. ICG試験15分血中停滞率</td><td>20％以上</td></tr></table>	・腹水貯留	・食道静脈瘤	検 査 項 目	判 定 基 準	1. 血清アルブミン	3. 5g／dℓ以下	2. 血小板	10万／μℓ以下	3. ICG試験15分血中停滞率	20％以上
	・腹水貯留											
	・食道静脈瘤											
検 査 項 目	判 定 基 準											
1. 血清アルブミン	3. 5g／dℓ以下											
2. 血小板	10万／μℓ以下											
3. ICG試験15分血中停滞率	20％以上											
腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの	(1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml／分未満または血清クレアチニン濃度が3. 0mg／dℓ以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。 (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。 (3) 自家腎移植および再移植を除きます。											
ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの	「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。											
直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの	(1) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。 (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。											

表3 対象となる身体障害の状態（第1回の特約障害年金の支払事由の(2)の場合）

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

表 4 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) つぎの①および②のいずれにも該当する状態

- ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに規定する介護を要する状態
- ② 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

(2) つぎの①および②のいずれにも該当する状態

- ① 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態
- ② 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表 A

	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。	

表 B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りを行うことができない。 (2) 自分では全く洗身(浴室内でスポンジやタオルなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと)を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りを行うことができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	_____
3. 清潔・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 (3) 自分では全く整髪を行うことができない。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルを用意する、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
4. 衣服の着脱	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。 (2) 自分では全く上衣の着脱ができない。 (3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。 (4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 (2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 (3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 (4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に規定する全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表 C

問 題 行 動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) おやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) おやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

第4条（特約年金の支払に関する補則）

- 特約年金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金のいずれかが支払われた場合には、当会社は、他の特約年金を支払いません。
- 第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金のいずれかが支払われた場合には、当会社は、その特約年金と同じ特約年金の支払事由に該当しても、これを支払いません。
- 特約死亡給付金が支払われた場合には、当会社は、特約年金を支払いません。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として身体障害の状態（表2）に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して第19条（告知義務違反による解除）に定める告知義務違反がないときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第3条（特約年金および特約死亡給付金の支払）の第1回の特約特定疾病年金の支払事由の(2)に定める状態または要介護状態（表4）に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第20条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として第3条の第1回の特約特定疾病年金の支払事由の(2)に定める状態または要介護状態に該当したものとみなして、第3条の特約特定疾病年金および特約介護年金の支払に関

する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

7. 主契約の締結後にこの特約を付加し、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約年金は支払わず、被保険者が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約年金受取人に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金（第13条（特約の保険料の払込）第9項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きします。
8. 年金支払期間が満了した場合には、この特約は消滅します。
9. この特約の保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本条において同じ。）からその日を含めて60日以内に、被保険者が第3条に定める第1回の特約特定疾病年金の支払事由の(2)に該当した場合には、保険期間の満了日に第1回の特約特定疾病年金の支払事由の(2)に該当したものとみなして第3条の規定を適用します。
10. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態（表2）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に身体障害の状態に該当したものとみなして第3条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
11. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態（表3）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故（別表2）の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に身体障害の状態に該当したものとみなして第3条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
12. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約の保険期間の満了日に第1回の特約介護年金の支払事由に該当したものとみなして第3条の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
 - (1) この特約の保険期間の満了日に、第3条に定める第1回の特約介護年金の支払事由の(1)の条件を満たしており、かつ、要介護状態（表4）が180日間継続していない場合において、その後もその要介護状態が継続し、その該当した日からその日を含めて180日間継続した場合で、かつ、回復の見込がないことが明らかになったとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日に、第3条に定める第1回の特約介護年金の支払事由のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合において、その後も要介護状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったとき
13. 第9項から第12項までの規定により第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う契約者配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金からその金額を差し引くものとします。
14. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって特約障害年金または特約介護年金の支払事由に該当した場合（特約障害年金の支払事由に該当した場合については、被保険者が地震、噴火または津波によって主約款に定める高度障害状態に該当した場合を除きます。）には、当会社は、特約障害年金または特約介護年金を支払いません。ただし、その原因によって特約障害年金または特約介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特約障害年金または特約介護年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第5条（特約死亡給付金の支払に関する補則）

1. 特約死亡給付金受取人は、主契約の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
2. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡給付金を支払います。
3. 第1回の特約年金が支払われた場合には、当会社は、特約死亡給付金を支払いません。
4. 特約死亡給付金の支払事由が生じた場合に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約死亡給付金（第13条（特約の保険料の払込）第9項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きします。
5. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡給付金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金（責任準備金額が特約死亡給付金の額を上回る場合は、特約死亡給付金相当額。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第6項の場合を除きます。）
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
6. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
7. 特約死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡給付金の一部の受取人であるときは、特約死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡給付金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡給付金に対応する部分については第5項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、特約死亡給付金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第6条（特約年金および特約死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特約年金または特約死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人もしくは特約死亡給付金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約年金または特約死亡給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約年金または特約死亡給付金を請求してください。
3. 当会社は、支払すべき特約年金について年金証書を作成して、その受取人に交付します。
4. 特約年金の支払日が到来したときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 保険契約者（特約年金の支払事由発生後は、その受取人）は、特約年金について、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。
6. 第5項の規定によりすえ置かれた特約年金は、その受取人から請求があったとき、またはこの特約が消滅したときにその受取人（受取人が死亡したことによりこの特約が消滅した場合は、その受取人の法定相続人）に支払います。
7. 本条、第7条（特約特定疾病年金の代理請求）または第8条（特約障害年金および特約介護年金の代理請求）の規定により特約年金または特約死亡給付金の請求を受けた場合、特約年金および特約死亡給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第7条（特約特定疾病年金の代理請求）

1. 特約年金受取人が特約特定疾病年金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2項に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、特約年金受取人の代理人として特約特定疾病年金を請求することができます。ただし、特約年金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特約特定疾病年金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物（表1）との病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号または第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により特約年金受取人の代理人として特約特定疾病年金を請求することができる者は保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第29条（指定代理請求人の変更）の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）とします。ただし、故意に特約年金受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約特定疾病年金については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により特約特定疾病年金を請求する場合には、特約特定疾病年金のすえ置支払は取り扱いません。
5. 本条の規定により当会社が特約特定疾病年金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特約特定疾病年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
6. すえ置かれた特約特定疾病年金については本条の規定は適用しません。
7. 第2回以後の特約特定疾病年金の支払の場合、第1項から第6項までの規定を準用します。

第8条（特約障害年金および特約介護年金の代理請求）

1. 特約年金受取人が特約障害年金または特約介護年金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2項に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、特約年金受取人の代理人として特約障害年金または特約介護年金を請求することができます。ただし、特約年金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特約障害年金または特約介護年金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) その他第1号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により特約年金受取人の代理人として特約障害年金または特約介護年金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に特約障害年金または特約介護年金の支払事由を生じさせた者または故意に特約年金受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) この特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (2) 第1号に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）
3. 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約障害年金および特約介護年金については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた特約障害年金および特約介護年金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による特約年金受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により特約障害年金または特約介護年金を請求する場合、第2項第2号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
5. 本条の規定により特約障害年金または特約介護年金を請求する場合には、特約障害年金または特約介護年金のすえ置支払は取り扱いません。
6. 本条の規定により当会社が特約障害年金または特約介護年金を特約年金受取人の代理人に支払ったときは、その後特

約障害年金または特約介護年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

7. すえ置かれた特約障害年金または特約介護年金については本条の規定は適用しません。

8. 第2回以後の特約障害年金または特約介護年金の支払の場合、第1項から第7項までの規定を準用します。

第9条（特約の保険料払込の免除）

1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

(2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第10条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第11条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第12条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第13条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までに第1回の特約年金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、第1回の特約年金または特約死亡給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、第1回の特約年金または特約死亡給付金が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特約年金または特約死亡給付金を支払いません。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

5. この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

8. 第1回の特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対するこの特約の保険料の払込は要しません。

9. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。

10. 主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。

(1) この特約の消滅

(2) 特約年金額の減額

(3) この特約の保険料払込の免除

11. 第10項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、第1回の特約年金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、第1回の特約年金または特約死亡給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 第1回の特約年金または特約死亡給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特約年金または特約死亡給付金を支払いません。

第15条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、特約年金の年金支払期間中を除き、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第16条（特約保険料の自動貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第18条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、特約年金もしくは特約死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、特約年金もしくは特約死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約年金もしくは特約死亡給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約年金または特約死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、特約年金もしくは特約死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約死亡給付金受取人が証明したときは、特約年金もしくは特約死亡給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約死亡給付金受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約死亡給付金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金（解除時に被保険者が死亡しており、かつ、解約返還金額が特約死亡給付金の額を上回る場合は、特約死亡給付金相当額の返還金）を保険契約者に支払います。

第20条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約年金もしくは特約死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第21条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡給付金受取人が特約死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約年金受取人がこの特約の特約年金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目

- 的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この特約の特約年金（保険料払込の免除を含みます。）または特約死亡給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者、特約年金受取人または特約死亡給付金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者、特約年金受取人または特約死亡給付金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者、特約年金受取人または特約死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、特約年金もしくは特約死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約年金または特約死亡給付金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが特約死亡給付金受取人のみであり、その特約死亡給付金受取人が特約死亡給付金の一部の受取人であるときは、特約死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡給付金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により特約年金または特約死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
- (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約死亡給付金受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約死亡給付金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金（解除時に被保険者が死亡しており、かつ、解約返還金額が特約死亡給付金の額を上回る場合は、特約死亡給付金相当額の返還金）を保険契約者に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡給付金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し特約死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡給付金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第22条（特約の解約）

保険契約者は、第1回の特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第23条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金（この特約が解除されたときで、解約返還金額が特約死亡給付金の額を上回る場合は、特約死亡給付金相当額の返還金。以下本項において同じ。）を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第13条（特約の保険料の払込）第9項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第24条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、第4条（特約年金の支払に関する補則）第7項ならびに第5条（特約死亡給付金の支払に関する補則）第5項および第6項の場合を除きます。
4. 主約款の保険料の自動貸付の規定または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第24条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、特約年金の年金支払期間中を除き、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、主契約が高度障害保険金の支払により消滅した場合で、かつ、この特約の特約年金が支払われるときを除きます。
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第25条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生

- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、第1回の特約年金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合の取扱

第26条（特約年金額の減額）

- 1. 保険契約者は、第1回の特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも、特約年金額を減額することができます。ただし、減額後の特約年金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、特約年金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第27条（特約の更新）

- 1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (4) この特約の保険期間中に第1回の特約年金の支払事由が生じているとき
- 3. 更新後のこの特約の保険期間、特約年金の種類および年金支払期間は、更新前のこの特約の保険期間、特約年金の種類および年金支払期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間、特約年金の種類または年金支払期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後の特約年金額は、更新前の特約年金額と同額とします。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第13条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 8. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第13条第3項および第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約年金または特約死亡給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 9. 第6項から第8項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第8項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日まで、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 10. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第3条（特約年金および特約死亡給付金の支払）および第20条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 11. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第28条（第1回の特約年金の支払日以後における特約年金受取人に関する取扱）

- 1. 第1回の特約年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年

金受取人に承継されます。

2. 保険契約者が法人で、かつ、特約年金受取人が保険契約者である場合には、第4条（特約年金の支払に関する補則）第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、第1回の特約年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、特約年金受取人を被保険者に変更することができます。
3. 第2項の変更により特約年金受取人が変更された場合には、被保険者はこの特約にかかわる一切の権利義務を承継するものとします。
4. 第2項の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第29条（指定代理請求人の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第7条（特約特定疾病年金の代理請求）第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
2. 指定代理請求人の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 指定代理請求人の変更は、保険証券または年金証書に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。

第30条（特約の契約者配当金）

1. この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
2. 第1項のほか、特約年金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、割り当てられたこの特約の契約者配当金は、特約年金の支払事由が生じた日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または特約年金受取人から請求があったときに特約年金受取人に支払います。
3. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める契約者配当金の割当の規定に準じて、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 第1号の規定によって割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金の支払方法に準じて取り扱います。
4. 主契約の締結後に付加された特約または第27条（特約の更新）の規定により更新された特約については、主約款に定める契約者配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後または更新後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の契約者配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日または直前の更新日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の契約者配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日または直前の更新日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。
5. 特約年金の年金支払期間中におけるこの特約の契約者配当金の割当および支払方法は、つぎに定めるところによります。
 - (1) 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの特約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (ア) つぎの事業年度中に、第1回の特約年金の支払事由が生じた日から5年ごとに到来する特約年金の支払日（以下「5年ごとの特約年金の支払日」といいます。）が到来するこの特約。ただし、5年ごとの特約年金の支払日がこの特約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (イ) つぎの事業年度中に、年金支払期間の満了日の翌日が到来するこの特約
 - (ウ) つぎの事業年度中に、第1回の特約年金の支払事由が生じた日および直前の5年ごとの特約年金の支払日からその日を含めて1年以上経過して消滅するこの特約。ただし、年金支払期間が満了して消滅する場合を除きます。
 - (2) 第1号(ア)の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの特約年金の支払日の前日の満了時にこの特約が有効である場合に限り、その5年ごとの特約年金の支払日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または特約年金受取人から請求があったときに特約年金受取人に支払います。
 - (3) 第1号(イ)の規定によって割り当てた契約者配当金は、年金支払期間の満了時に特約年金受取人に支払います。
 - (4) 第1号(ウ)の規定によって割り当てた契約者配当金は、特約年金受取人の死亡により消滅するときは特約年金受取人の法定相続人に、その他のときは特約年金受取人に支払います。

第31条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

1. 主契約の死亡保険金額を減額した場合（主契約に付加されている他の特約が消滅した場合またはそれらの特約の保険金額を減額した場合を含みます。）でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、特約年金の年金支払期間中を除き、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
3. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、特約年金の年金支払期間中を除き、この特約の保険期間もこれにあわせて延長します。
4. 第2項または第3項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第32条（主契約を払済保険に変更する場合の取扱）

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、特約年金の年金支払期間中を除き、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第33条（医療技術の変化に伴う特約障害年金の支払事由に関する規定の変更）

1. 当社は、特約障害年金の支払事由に関する規定にかかわる医療技術の変化があり、その変化が特約障害年金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約年金額を変更することなく特約障害年金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
2. 第1項の規定により、特約障害年金の支払事由に関する規定を変更するときは、当社は、特約障害年金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第34条（管轄裁判所）

この特約における特約年金、特約死亡給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第35条（契約内容の登録）

1. 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡給付金の金額
 - (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年（この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第36条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第37条（リビング・ニーズ特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約または5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約、5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約または5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約（以下本条において「リビング・ニーズ特約等」といいます。）とあわせて主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約とリビング・ニーズ特約等の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
- (2) この特約とリビング・ニーズ特約等のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指

定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行われたものとします。

- (3) この特約の第1回の特約特定疾病年金、特約障害年金または特約介護年金の支払日以後においては、リビング・ニーズ特約等についてのみ、第1号および第2号の規定を適用し、この特約について、第1号および第2号の規定は適用しません。

第38条（5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第10条（特約の締結）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
- (7) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
- (4) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第12条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、この特約の保険期間中に第1回の特約年金の支払事由が生じているときを除き、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
- (7) 第27条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (4) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (7) 更新後の特約年金の種類および年金支払期間は、更新前の特約年金の種類および年金支払期間と同一とします。ただし、保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、特約年金の種類または年金支払期間を変更して更新することができます。
- (1) 更新後の特約年金額は、更新前の特約年金額と同額とします。
- (4) 特約年金および特約死亡給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、特約年金の年金支払期間中を除き、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第39条（5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第38条（5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第40条（5年ごと配当付逦増定期保険または5年ごと配当付新種逦増定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付逦増定期保険または5年ごと配当付新種逦増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第30条（特約の契約者配当金）第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。
- (3) 第38条（5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第41条（5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第12条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この

特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。

- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合で、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、特約年金の年金支払期間中を除き、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、特約年金の年金支払期間中を除き、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第30条（特約の契約者配当金）第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第42条（5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. この特約の保険期間中（特約年金の年金支払期間中を除きます。以下本条において同じ。）に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものととして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第24条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。ただし、主契約が高度障害保険金の支払により消滅した場合で、かつ、この特約の特約年金が支払われるときを除きます。
2. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
3. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
4. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第43条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則）

1. 5年ごと配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、特約年金の年金支払期間中を除き、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第27条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第27条第1項から第3項まで、第5項、第10項および第11項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第9条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第44条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第31条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「保険金額（逓減基本保険金額および基本年金額を含みます。）」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第10条（特約の締結）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時から

らこの特約上の責任を負います。

(ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

(イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時

(4) この特約の保険期間の満了日は、第12条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。

(5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、この特約の保険期間中に第1回の特約年金の支払事由が生じているときを除き、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。

(ア) 第27条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(ウ) 更新後の特約年金の種類および年金支払期間は、更新前の特約年金の種類および年金支払期間と同一とします。ただし、保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、特約年金の種類または年金支払期間を変更して更新することができます。

(エ) 更新後の特約年金額は、更新前の特約年金額と同額とします。

(オ) 特約年金および特約死亡給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、この特約の保険期間中に第1回の特約年金の支払事由が生じているときを除き、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。

(ア) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(イ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第27条第8項の規定を準用します。

(ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(7) 第5号または第6号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第45条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

5年ごと配当付更新型終身移行保険につき各号のいずれかの特約を付加した場合には、第27条（特約の更新）の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

(1) 5年ごと配当付年金支払移行特約

(2) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約

(3) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約

(4) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約

第46条（5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第3条（特約年金および特約死亡給付金の支払）第1項の特約障害年金の免責事由の規定中「主たる保険契約の高度障害保険金の免責事由により左記の支払事由が生じたとき」とあるのは「保険契約者もしくは被保険者の故意または戦争その他の変乱により左記の支払事由が生じたとき」と読み替えます。

(2) 第4条（特約年金の支払に関する補則）第1項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。

(3) 第5条（特約死亡給付金の支払に関する補則）第1項ならびに第8条（特約障害年金および特約介護年金の代理請求）第2項第2号、第3項および第4項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

(4) 第30条（特約の契約者配当金）第2項中「死亡保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。

(5) 第31条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「入院給付金日額」と読み替えます。

第47条（転換後契約に付加した場合の特則）

1. 転換特約が付加された保険契約の締結の際にこの特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、その保険契約において、この特約の復活の取扱が行われているときを除きます。

(1) この特約のうち、転換日において、被転換契約のこの特約の特約年金の現価を転換後契約の特約年金の現価とした場合の特約年金額と同額までの特約年金額の部分については、第3条（特約年金および特約死亡給付金の支払）第2項の規定を適用しません。

(2) 第1号の規定により特約特定疾病年金の支払が行われるときは、その支払われる特約年金額の部分について、第4条（特約年金の支払に関する補則）の規定を適用するものとします。

2. 第1項の規定により、この特約の特約年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分の特約年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その支払われない部分は消滅します。この場合、当会社は、その支払われない部分の特約年金額に対する責任準備金を特約年金受取人に支払います。

第48条（特別条件を付けた場合の特則）

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。

(1) 特約障害年金額・特約死亡給付金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が身体障害の状態（表2）に該当し、または死亡したときは、特約年金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約障害年金または特約死亡給付金の支払額として第3条（特約年金および特約死亡給付金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表3）による場合には、特約年金額と同額を特約障害年金または特約死亡給付金の支払額として第3条の規定を適用します。

身体障害の状態該当日または死亡日の属する保険年度	削 減 期 間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料領収法

(ア) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。

(イ) 第9条（特約の保険料払込の免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。

2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。

(1) この特約の更新。ただし、特約障害年金額・特約死亡給付金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新後のこの特約には更新前の特約障害年金額・特約死亡給付金額削減支払法は適用しません。

(2) この特約の保険期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更

(3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約障害年金額・特約死亡給付金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

第49条（契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。

(2) 第13条（特約の保険料の払込）第9項の規定は適用しません。

(3) 第13条第10項および第11項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。

(4) 第23条（特約の返還金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料の払込年月数により計算します。

別表 1 請求書類

(1) 特約年金および特約死亡給付金の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約特定 疾病年金	第 1 回の特約特定 疾病年金 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
		第 2 回以後の特約 特定疾病年金 (1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
2	特約障害 年金	第 1 回の特約障害 年金 (1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故により支払事由に該当した場合） (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 特約年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
		第 2 回以後の特約 障害年金 (1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約介護 年金	第 1 回の特約介護 年金 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
		第 2 回以後の特約 介護年金 (1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
4	特約死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券

項 目		必 要 書 類
5	特約特定 疾病年金 の代理請 求	第 1 回の特約特定 疾病年金の代理請 求 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約特定疾病年金の受取人が特約特定疾病年金を自ら請求できない特別な事情を示 す書類 (4) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券 第 2 回以後の特約 特定疾病 年金の代 理請求 (1) 当会社所定の請求書 (2) 特約特定疾病年金の受取人が特約特定疾病年金を自ら請求できない特別な事情を示 す書類 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 年金証書
	特約障害 年金の代 理請求	第 1 回の特約障害 年金の代 理請求 (1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故により支払事由に該当した場合） (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特約障害年金の受取人が特約障害年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (5) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (6) 代理人の住民票と印鑑証明書 (7) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (8) 最終の保険料払込を証する書類 (9) 保険証券 第 2 回以後の特約 障害年金 の代理請 求 (1) 当会社所定の請求書 (2) 特約障害年金の受取人が特約障害年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (6) 年金証書
7	特約介護 年金の代 理請求	第 1 回の特約介護 年金の代 理請求 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約介護年金の受取人が特約介護年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券 第 2 回以後の特約 介護年金 の代理請 求 (1) 当会社所定の請求書 (2) 特約介護年金の受取人が特約介護年金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (6) 年金証書

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約年金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第 1 回の特約年金の支払日以後は年金証書）

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表 番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りま。）	

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症」とは、つぎの①から③のすべてに該当する場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- ③ 平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月10日発行）に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるもの

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月10日発行）以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 前(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっ

きりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもろろつ状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

(2) 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

(3) 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

5. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

